



「市民の目フォーラム北海道」会報 第23号(2013年1月)

事務局 市川守弘法律事務所内

(札幌市中央区大通西11丁目 北海ケミカル札幌ビル7F)

<http://shimin-me.net/> ☎ 050-7524-8995

e-mail shimin-me.forum@kpa.biglobe.ne.jp

| 1

「市民の目フォーラム北海道」は、警察の様々な問題に関心のある幅広い市民が集まり、警察に関する情報や意見を交換し、真に市民のための開かれた警察実現のために活動しています。



日本警察はどこへ行く 警察腐敗 回顧と展望

市民の目フォーラム北海道
代表 原田 宏二

相次ぐ警察不祥事に対する国民の怒りと警察のあるべき姿へ立ち返ってほしいという願いを受けた平成12年の警察刷新会議の緊急提言、それを受けて始まった警察庁主導の警察改革とは何だったのか。

実はこのとき警察には、国民との関係において、あえて清算を避けた問題があった。平成16年になって北海道警をはじめ全国的規模で発覚した警察の組織的裏金システムだ。これは単なる公金の不正使用の問題ではなかった。法の執行機関である警察の犯罪行為、コンプライアンス(法令遵守)の欠如、警察にとって致命的な問題だった。そうした宿痼しゅくごの病根を残したままの警察改革はいずれ破たんする運命にあった。

しゅくご
*宿痼:長い間治らない病気

警察官の犯罪が増加

平成24年になってそれが露見した。全国で昨年1月から6月までに懲戒処分を受けた警察官(事務職員を含む)は、平成12年の警察改革以来最多となった。後半になってもその勢いは衰えず、隠ぺいしたはずの裏金づくりも警視庁など一部の県警で発覚した。一連の不祥事の最大の特徴は、ここ数年、警部補、警部、警視の幹部にまで及んでいることだ。さらに深刻なのは、法の執行者である警察官の犯罪が増えていることだ。全国で昨年中に逮捕された警察官はおそらく80人を超えたであろう。書類送致された警察官を含めると相当な数になるはず

だ。罪名も窃盗、詐欺、業務上横領、強姦、脅迫、公文書偽造等といった刑法犯のほか、痴漢・盗撮(迷惑防止条例違反)や情報漏えい(地公法違反)も目立つ。

年の瀬も押し詰まった12月22日には、まるで、とどめを刺すように、富山県警の警部補(54歳)が、2年8ヶ月前に富山市内で老夫婦を殺害し放火した疑いで逮捕された。

昨年中に北海道警察で懲戒処分を受けた警察官は37人、逮捕者は4人に上り、裏金問題で大量の懲戒処分が行われた平成16年以降最多になった。

組織的不祥事も続発

警察の組織的不祥事ともいえる捜査などをめぐる失態も続いている。未だに繰り返されるストーカー殺人と警察対応の不手際、警察改革のきっかけとなった桶川ストーカー殺人の教訓は何も生かされていない。

志布志事件、氷見事件、布川事件、足利事件等、

次々と明らかになった冤罪事件で警察の表看板である犯罪捜査に対する国民の信頼は完全に失われた。昨年も東電OL殺人事件に続いて京都府舞鶴市少女殺害事件等、いくつかの重要事件で無罪判決が言い渡された。さらに現在の警察の捜査を象徴するような事件が起きた。昨年7月から9月にかけて

て、警視庁をはじめ大阪府警、神奈川県警、三重県警が摘発したパソコンからの犯罪予告事件の誤認逮捕だ。三重県警を除いて、いずれも日本警察を代表するとされる警察の失態だ。明らかになったのは、警察のサイバー犯罪に関する取り組みの遅れと旧態依然とした自白偏重の捜査だった。

警察庁は平成 23 年警察白書で「安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現を目指して」と題する特集を組んだ。しかし、そうしたスローガンを実行する都道府県警察はそんな能力は持ち合わせていなかった。現場の実態を知らない警察庁の施策

に踊る都道府県警察の姿がそこにある。拳銃摘発の平成の刀狩、ストーカー犯罪対策、暴力団対策などと同じパターンだ。

警察庁長官は平成 24 年 8 月、「警察改革の精神」の徹底を全国の警察に指示した。しかし、12 年前の警察改革は、現在の警察が抱えている根本的な問題の解決には何の役にも立たなかったことは証明済みだ。警察のための警察改革から“市民のための警察”という警察の原点に立ち戻るための警察改革が必要だろう。

民主党政権の崩壊と自民党政権



3 年 3 ヶ月前、脱官僚の政権運営を掲げて政権交代を成し遂げた民主党政権はもろくも崩壊した。

内閣総理大臣が 3 人、国家公安委員長が 6 人も交代するような政権では、警察官僚を抑えて警察改革を実行できるはずもなかった。民主党政権が国民に約束した取調べの可視化や警察改革は何一つ実現されなかった。それどころか、警察官僚の求めに応じるかのごとく、いわゆるコンピューター監視法等の警察の権限強化に関連する法律の制定に手を貸してきた。さらに、さまざまな人権や報道の自由への侵害が予想される秘密保全法の制定のほか、取調べの可視化と引き換えに捜査手法の高度化という名の危険な捜査手法の導入も企図していた。代わって登場した自民党を中心とする政権は警

察の現状に対してどんな政策で臨もうとしているのかは不透明だ。自民党は 55 年体制の下で、警察の民主的運営を保障する都道府県公安委員会の形骸化と都道府県警察の中央集権化を図り、事実上の国家警察を作り上げてきた。そもそも、現在の警察腐敗の根底要因はここにある。だとするなら、自民党政権もまた、警察官僚とともに警察の中央集権化と権限強化を推し進めることだろう。新たに国家公安委員長に就任した古谷圭司氏は、「(警察官不祥事に)危機感を抱いています。(警察官に対する)啓発の仕方を見直す必要があります。警察官は職務に責任と誇りを持つことが大切です」と述べるにとどまった。(平成 25 年 1 月 4 日北海道新聞「新閣僚に聞く」から) * 企図: あることを行おうと企てること

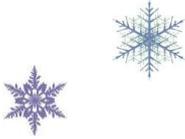
警察改革の展望

法治国家である以上、どんな政権に代わろうとも警察は必要な機関だ。そして、法の執行機関は自らも法を遵守することが必要かつ最低限の要件だ。その構成員である警察官も同じだ。しかし、現実にはそうなってはいない。そのうえ、公安委員会をはじめマスコミなど警察をチェックすべき機関は事実上その機能を喪失しているのが現状だ。そして、国民も警察の問題には関心が薄い。自らの身に降りかかってはじめて警察の真の姿を知る。しかし、警察は容易に誤りを認めない。マスコミも追及しない。そしてほとんどの国民は泣き寝入りするしかない。

「市民の目フォーラム北海道」は、これからも市民に警察の実態を知ってもらうための活動を展開するとともに、市民からの相談に応じ、国賠訴訟等の支援活動を続けながら、あるべき警察の姿を追求していきたい。なかでも次代を担う若者への働きかけは重要だ。昨年から当フォーラムの事業として大学生を対象とする出張講義を始めた。北は北海道大学、南は鹿児島大学、都内をはじめ各地の私立大学で学ぶ法曹、マスコミ、政治等を志望する学生たちが対象だ。タイトルは「知られざる日本警察」、警察の本質、警察の仕組み、抱えている問題、その要因に

ついて説明した。それまで、警察について考えてみたこともなかった学生たちにとってかなり衝撃的だったようだ。あとから提出された感想文を読むとそれがよくわかる。これは警察改革の種を蒔くとい

う息の長い活動だが、今年も続けていきたいと考えている。“市民のための警察”は警察の原点だ。警察改革の展望は厳しいが、声を上げ続けることが残された唯一の道だ。



積丹岳遭難訴訟で原告が勝訴 救助失敗は救助隊員だけの責任か



平成 21 年 1 月 31 日、北海道後志管内積丹町の積丹岳(1253 メートル)に入山した札幌市の藤原隆一さん(38 歳)が行方不明になり、同年 2 月 1 日、捜索にあっていた道警山岳遭難救助隊(以下「救助隊」)が、藤原さんを頂上付近で発見したものの、下山中に救助隊員が雪庇を踏み抜き、藤原さんと救助隊員 3 人が滑落。

その後、救助隊員が藤原さんをソリに乗せ急斜面を引き上げていたが、交代のためソリを一時ハイマツにくくりつけていたところ、ハイマツから外れ、ソリは急斜面を滑落、藤原さんの行方は再び分からなくなってしまった。翌 2 日に捜索が再開され、藤原さんは発見されたが死亡が確認された。

この遭難事故について、平成 21 年 9 月 11 日、藤原さんの両親が、救助隊の救助活動には問題があったとして、北海道(道警)を相手取って提訴、平成 24 年 11 月 19 日、札幌地裁で判決が言い渡された。

判決は、救助隊の隊員が救助した藤原さんを抱きかかえて下山する際、雪庇を踏み抜き滑落したことが藤原さんの死亡につながったことを認め、救助隊がコンパスなどで位置や方向を十分確認しないで下山した点に過失があったとした。

一方、藤原さんにも天候の確認や単独行動などにも問題があったとして、損害額を減額し、原告の両親に対して約 1200 万円の支払いを命じた。原告は終始一貫して「たとえ賠償金をいただいても、隆一は戻りません。損害賠償請求訴訟という方法をとってはいますが、2 度と同じことが繰り返されないよう、救助隊の徹底した業務改善を望んでいます」と訴えている。果たして、今回の判決で救助隊の改善がなされるのだろうか。

被告北海道(道警)の主張

警察には山岳遭難者を救助すべき義務はなく、山岳遭難救助活動は、専ら警察の任意すなわち裁量により行なわれるものである以上、出動の要請を受けた警察が、これに応じて出動しあるいは救助をしなければならない法的義務を負うものではないのである。自身の身勝手な行動の結果生命の危機に陥った時に救助に向かった他人に対し

て、それが奏功しなければその責任を問えるのだなどという原告らの考えは、自己中心的であるのみならず、文字通り「恩を仇で返す」ものであり、社会では決して受け入れられない、およそ非常識な発想に他ならない。

なお、被告北海道は、判決を不服として、平成 24 年 11 月 22 日、札幌高裁に控訴した。

救助失敗は救助隊員だけの責任か

北海道では平成 20 年中に 128 件の山岳遭難事故が起きているが、道警の救助隊は常設隊ではない。札幌方面の救助隊は、道警本部地域部地域企画課長が隊長を務め、隊員は道警本部長が機動隊員の中から適任者を指定する。山岳遭難事故が発

生し所轄警察署長からの要請があれば道警本部長の命令で出動し、現地署長の指揮を受けて救助活動に従事する。

本件で出動命令を受けたのは、救助隊員に指定されていた機動隊員の小隊長(警部補)、分隊長

(巡査部長)、隊員(巡査長)3人の合計5人だった。小隊長以下5人の救助隊員は、厳しい天候状況の中、必死の捜索活動に従事し隆一君を発見したものの、結果的に隆一君を生還させることができなかった。

警察官の仕事は、ときとして自らの危険を顧みることなく命令に従って職務を全うしなければならないことがある。

被告北海道(道警)の主張が正しいとしたら、隊員は危険な救助活動などに従事する必要はないことになる。こうした被告北海道(道警)の論理は、本来あるべき警察の使命を忘れた組織防衛

以外の何ものでもない。警察のすべての活動は組織として行われる。現場の警察官は指揮官の命令によって行動し、指揮官はその結果について責任を負わなければならない。本件訴訟で証言台に立った警察官は、救助隊長以下の警察官だけだった。道警本部地域企画課長も余市署長も証言台には現れなかった。

判決は救助隊の過失を認定した。責任を指摘されたのは隊長以下の現場で決死の思いで果敢に行動した隊員たちだけだった。こうした上級幹部の無責任さが許される警察組織は、国民の生命の安全などは守ることはできない。

現職警察官の殺人放火事件 富山県警の組織的問題



警察官の犯罪も珍しくなくなった昨今だが、年の瀬も押し迫った昨年12月22日には、富山県警の現職のK警部補(54歳)が、2年8ヶ月前の平成22年4月に富山市内で発生した老夫婦を殺害、放火した事件の容疑者として逮捕された。現職警察官、しかも、警部補という幹部による凶悪事件とあって国民に衝撃を与えた。報道によると金目当ての計画的犯行だった疑いもあり、窃盗の余罪もあるようだ。増え続ける警察官の犯罪の陰にはどんな問題があるのかを探ってみよう。

現職警察官による殺人事件は昭和33年以降で8件ほどあった。最後は平成19年の警視庁立川署の交番勤務の巡査長が、勤務中に制服姿で飲食店従業員の女性を射殺し拳銃自殺した事件だ。比較的規模が大きい警察で起きているのが特徴的だが、事件を引き起こした警察官の階級は、神奈川県警音楽隊の男性警部補が、女性音楽隊員を刺殺して自殺した事件のほかは、巡査、巡査長、巡査部長だった。

どうして警察官が犯罪に走るのか。日常的に犯罪に接することからくる犯罪に対する感覚のマヒか、特権意識のなせる業か、それとも組織内にあるコンプライアンスの欠如の影響か。

いずれにしろ、個人の資質だけでは片づけられない深刻な問題だ。組織として何か欠陥があるのではないかと考えなければならない。

富山県警の人事管理に問題はなかったのか

警察庁は、平成3年以降、処遇改善を名目に幹部枠の拡大を進め、当時14.5%だった警部補の比率を29.0%までに拡大した。警部補の人数が倍になったことになる。幹部を増やすためには昇任のハードルも下げざるを得ない。今では普通に勤務していれば退職するまでにほとんどの警察官が警部補までには昇任する。50歳以上の警部補も増える。部下のいない警部補が生まれ、いてもその数も少ない。幹部としての自覚に欠ける幹部が増える。最近、

幹部による不祥事が多いのにはこうした事情がある。

Kは昭和52年に富山県警に採用され、平成20年に50歳で警部補に昇任し、その後高岡署の留置管理課に係長として勤務していた。30年以上の勤務の中で交番・駐在所と留置場勤務の経験しかないという。これだけを見ると、まじめだけが取り得の目立たない警察官のように思われるが、昇任後に留置場に勤務させるという人事配置は腑に落ちな

い。警察には、勤務実績が振るわない職員、非行のあった職員、組織に反抗する職員等、特別な指導・監督が必要な職員を「要指導職員」に指定して、業務上だけでなく、私生活の行動を細かくチェックし厳しく管理する制度がある。

対象になった職員は最下位の勤務評定を受け昇任もできない。ときには僻地勤務や現場の警察官に最も嫌われる留置場勤務に回される。留置場勤務の警察官の不祥事が多いのはそのためだ。

報道によると、Kは事件前にけがを理由に21日間も休んでいたという。事件後の平成22年9月中旬ころには、自宅で睡眠導入剤を飲み、家族が翌朝、意識がもうろうとしていたのを発見、救急搬送され一命を取り留めた。県警に対し「健康上の問題や家族の悩みを抱えていた」と説明。

当時勤務していた高岡署の複数の上司にあてた遺書には「自殺で迷惑を掛けて申し訳ない」などと書いていた。休暇を取り、一カ月後に職場復帰した。(平成24年12月24日 東京新聞)

事件との関連性は別として、警部補(係長)の立場にある幹部が、長期間にわたり休暇を取り、自殺を図るとなるとその適格性も疑われる。自殺を図っ

さらに、Kは飲食、パチンコなどで消費者金融に多額の借金も抱えていたようだ。警部補に昇任した平成20年には親戚の家に空き巣に入った余罪も明らかになった。Kの昇任後の行動にもおよそ幹部のとしてもふさわしくないものがある。「要指導職員」に指定されてもおかしくない幹部だった。富山県警の昇任人事やその後の人事管理にも問題があった可能性がある。



た後に同じ職場に復帰させるのも考えられない人事だ。

Kは昨年7月ごろに健康上の理由で退職を申し出ていたが受理されず、昨年9月、高岡警察署を訪れた知人男性に覚せい剤事件で暴力団員が近く逮捕されるとの情報を漏らし、地方公務員法(守秘義務)違反容疑で逮捕されたが、富山地検は処分保留(起訴猶予)とした。

富山県警は、さらに、昨年11月21日、Kを別の男性に暴力団関係者の逮捕に関する捜査情報を漏らした疑いがあるとして、地方公務員法(守秘義務)違反容疑で再逮捕、地検は12月7日これを起訴、Kは12月11日、^{ぶんげん}分限処分^{ぶんげん}で休職となっている。

身内に甘かった捜査

殺人・放火事件は重大凶悪事件である。通常、警察はこうした事件が起きると捜査本部を立ち上げて、特別な体制を組んで捜査を展開する。

捜査を指揮するのは、県警の最高責任者である警察本部長である。

この事件でも平成22年4月20日、富山県警は遺体の状況などから殺人・放火事件と断定し、富山中央署に捜査本部を設置した。凶悪事件の捜査では、事件の内容に応じて捜査方針を樹立する。通常は現場付近の聞き込み、被害者の交友関係の捜査、前歴者の捜査などだが、殺害後に放火している事実は、証拠隠滅が目的のケースが多く、顔見知りの犯行とみることもできる。

従って、被害者の交友関係の捜査は特に重要だ。対象は被害者の親族、知人、友人、取引関係者など

多岐にわたる。この事件では、Kは被害者と30年以上の付き合いがあったというから当然捜査対象になる。

平成24年12月24日の読売新聞によると、県警幹部の話として「捜査員が事件翌月の10年5月頃、(Kから)参考人として自宅で事情を聞いた。その際、事件当日の居場所や行動などを聞かなかったという。

幹部は『捜査すべきことが膨大にある中、容疑者として見ていない参考人のアリバイは一般的に確認しない』と説明している」とある。この話は全くおかしい。Kは単なる参考人ではないはずだ。被害者と交友関係にあった者は必ずアリバイを確認する。これがセオリーだ。「捜査すべきことが膨大」などという発言は論外だ。捜査本部はそのため

大勢の捜査員を動員しているのだ。

一歩譲っても、Kが事件後に自殺を図っている。現職警察官が自殺を図る。そのこと自体が異常なことだ。捜査対象者が自殺を図ることはよくあることだ。改めて、アリバイ捜査をするなり、場合によっては取調室でじっくり話を聞いてみる必要があった。ところが富山県警は「健康上の問題や家族の悩みを抱えていた」というKの説明を鵜呑みにした。

富山県警の幹部はどうしてこんな甘い捜査をし

たのか。富山県警はこれまでも氷見事件などで手痛いダメージを受けていた。3年前に氷見事件で謝罪したばかりだ。組織的なトラウマ(外傷体験 traumatic experience)があったのかもしれない。「現職警察官の殺人・放火」、富山県警の上層部からすると身の毛もよだつような悪夢だ。

“さわらぬ神に祟りなし”とばかり、Kを容疑者から除いていたのではないのか。



相談BOX受理集計表(平成24年4回目)

24.10.1~ 24.12.31()は累計

| 相談等の内容 | | | | | | | 相談者区分 | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--------|----------|----------|---------|--|------|--|-----|--|
| 手 段 | メール | | 電話 | | その他 | | 警察職員OB | | 一般市民 | | 計 | |
| 警察関係の相談 | 苦情 | (2) | (1) | | | | | | (3) | | (3) | |
| | 相談 | 5 (31) | 14 (50) | 1 (10) | 3 (22) | 17 (69) | 20 (91) | | | | | |
| | 要望 | (3) | | | | (3) | (3) | | | | | |
| | 情報提供 | (7) | | | | (7) | (7) | | | | | |
| | その他 | 6 (21) | (8) | (2) | 6 (31) | 6 (31) | | | | | | |
| | その他の相談 | (16) | (9) | (5) | (1) | (29) | (30) | | | | | |
| 合計 | 11 (80) | 14 (68) | 1 (17) | 3 (23) | 23 (142) | 26 (165) | | | | | | |

不祥事が増えると上層部による現場の警察官に対する監督が強化される。それは職場だけでなくプライベートにも及び。そうした影響からか、平成 24 年中は現職の警察職員からの相談が多かった。そのほとんどは、幹部による理不尽な締め付けに関するものだった。不祥事の防止は管理強化だけでは達成できないという理由はこうした点からも知ることができる。

「市民の目フォーラム北海道」では、警察の仕事に関する苦情や相談をいつでも受け付けています。相談は無料です。電話やメールで気軽にご相談下さい。秘密は厳守します。

☎ 050-7524-8995 e-mail shimin-me.forum@kpa.biglobe.ne.jp

カンパのご案内

送金先

口座記号・番号

ゆうちょ銀行に口座のない方は、払込取扱票をお送りします。

電話又はメールで事務局にお問い合わせください。

郵便局窓口やATMから 下記宛てに振替・送金できます。

「市民の目フォーラム北海道」

02750-6-44093



編集後記 積丹岳遭難訴訟の裁判を傍聴して、勝訴したのか、敗訴したのかわからず、一瞬戸惑った。「～を支払え」ということは使いに慣れていないからだろう。道有林伐採のえりもの森裁判でもピンとこず、みんな顔を見合わせた。裁判員裁判の時代、難解な言葉づかいをもっとわかりやすくできないものか。(夢)